

【CITYFUJISAWA 会員規約】

(総則)

- 第1条 株式会社イージェーワークス（以下「当社」という。）は、電気通信事業法第16条第1項の規定により届出をした電気通信事業としてのインターネット接続及び関連業務（以下「サービス」という。）を行い、サービス名称を「CITYFUJISAWA」と称し、運営します。
- 2 この会員規約は、個人又は法人その他団体で CITYFUJISAWA 会員（以下「会員」という。）となって利用する者と、当社との間における本サービスの利用にかかわる一切の関係について適用するものとします。

(目的)

- 第2条 本サービスは、藤沢地域の情報化を積極的に支援し、地域産業の振興及び市民生活の発展に寄与することを目的とします。

(会員)

- 第3条 本サービスは、個人又は法人その他団体で CITYFUJISAWA 会員となって利用するものに限り、
- 2 会員になるには、当社が指定する手続きに基づき、この会員規約を承諾のうえ、利用料金を添えて本サービスの利用を申し込み、入会の承認を得るものとします。
- 3 会員となる者の年齢が18才未満の場合は、保護者の同意を必要とします。
- 4 当社は、入会を承認した場合「ID（個人識別番号）」及び「パスワード（暗唱符号）」を交付します。
- 5 会員は、届出内容に変更が生じた場合は速やかに当社に通知するものとします。

(ID及びパスワードの管理)

- 第4条 会員は、当社より交付されたID及びパスワードの管理・使用について、一切の責任を持つものとし、次の事項は禁止します。
- 2 ID及びパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり売買、名義変更などを行うこと
- 3 当社の承諾を得ずにID及びパスワードを複数の人が使用すること
- 4 当社は、会員のID及びパスワード使用上の過誤並びに第三者の使用による損害の責任を負わないものとします。
- 5 会員は、ID及びパスワードの紛失又は盗難があった場合は速やかに当社に届け出るものとします。この場合、直ちにそのIDは無効となるものとし、再交付の手続きを行うものとします。

(設備等)

- 第5条 会員は、本サービスを利用するために必要な通信機器及び、ソフトウェアを自己の負担において準備するものとします。その際必要な手続きは、会員が自己の責任と費用で行うものとします。

(通信料)

第6条 会員は、本サービスを受けるにあたって、接続に必要な通信料金を支払うものとします。

(ドメイン名)

第7条 本サービスに接続するドメイン名は、cityfujisawa.ne.jpとします。

(接続種類及び申し出による提供業務)

第8条 本サービスへの接続は、ダイヤルアップIP接続・ブロードバンド接続・モバイル接続の3種類とします。

2 当社は、前項に規定する接続のほか、別に定めるサービスを提供するものとします。

(利用料金及び支払方法)

第9条 本サービスの業務に係わる利用料金及び支払方法は、別に定めるものとします。

(利用の範囲)

第10条 本サービスの利用は、法令の範囲内とします。

2 伝達される情報の扱いに関しては、日本国内に限らず、伝達される他国の法令等に従うものとします。

3 この会員規約に加えて、通過する全てのサービスの規約並びに本サービスが他のサービスと接続に関する協定を締結したときは、当該協定を順守するものとします。

(著作権)

第11条 会員が本サービス上に掲載した著作物又は創作物の著作権は、会員の保有とします。

2 会員が本サービスに掲載された他人の著作物又は創作物を使用する場合は、著作権法その他関連法規を順守し、適正な使用をするものとします。

3 会員は、他人が著作権を保有する著作物又は創作物で、公表が禁じられているものを公表又は複製、変更、翻訳する場合は、著作権保有者の承諾を得るものとします。

(禁止事項)

第12条 本サービスは、次の行為を禁止します。

- (1) 本サービスもしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (11) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (12) その他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、または他者に不利益を与える行為
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
- (14) 当社の許可を得ずに、プロバイダ業務（インターネット接続業務）を行う目的で本サービスを使用する行為
- (15) ひとつのIDおよびパスワードを重複して同時にログインする行為

（情報の書き込み量）

第13条 情報の書き込み量が一定の量を超えた場合は、その超える部分の情報（会員のメールを含む。）は削除されるものとします。

（通信の責任）

第14条 当社は、本サービスの健全な運用に努め、交換された通信の遅延や消失などにより損害が生じたとしても、その責任と損害賠償の責を負う義務はないものとします。

（会員の退会）

第15条 会員が退会する場合は、退会しようとする月の20日までに書面で当社に届け出るものとします。

- 2 前項の規定により、会員が退会する場合、未利用料金が生じた場合においても、その返金は行わないものとします。
- 3 退会しようとする会員が本サービス上に掲載した情報等の取扱いについては、入会期間中は会員が決定し、退会後は当社が決定するものとします。

（会員の取消）

第16条 当社は、第12条第1項に規定する会員の禁止行為により会員の取消ができるもののほか、次の行為を行った場合、当社の判断で会員への予告なしに会員資格を一時的にあるいは永久に取り消すことができるものとします。その結果、会員又は第三者が損害を被ったとしても当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 第4条第1項の禁止行為に該当すると判断した場合
- (2) 申し込みの際、事実と反する事項を記載したことが判明した場合
- (3) 所定の期日を過ぎても料金の一部あるいは全部の支払いがなく、支払い期限から2か月が経過した場合
- (4) 会員が、過去に規約違反などにより、本サービスの会員資格を取り消されていることが判明した場合
- (5) この会員規約に従わない場合

(6) その他会員として不相当と判断した場合

- 2 前項の規定により会員を取り消された場合の利用料金は、一切返金しないものとします。
- 3 第1項の規定により会員を取り消された場合、サービス利用に関する設定の復旧やデータの保持について当社は一切の責任を負わないものとします。

(サービスの一時的中断)

第17条 本サービスは次の各号に該当する場合、会員に事前に連絡することなくして一時的に中断することができるものとします。

- (1) システムの保守・点検・整備を定期的に、又は緊急に行う場合
 - (2) 当社が設置する電気通信設備の工事、障害などやむを得ない場合
 - (3) 火災、停電などにより提供できない場合
 - (4) 地震など、天災により提供できない場合
 - (5) その他、運用上・技術上などの理由で一時的な中断を必要とする場合
- 2 前項の理由による一時的な中断について会員はこれを容認するものとし、その結果、会員又は第三者が損害を被ったとしても当社は一切の責任を負わないものとします。

(帯域制御による通信量の制限の実施)

第18条 本サービスのうち、フレッツ接続サービスについて、当社が契約する回線事業者により、ネットワーク利用の公平性確保の観点から、2008年5月23日に、インターネット関連4団体から発表された「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」(以下、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」という)を参考に、帯域制御が実施されます。

- 2 帯域制御とは、本サービス用に回線事業者が用意したネットワーク設備ごとの転送速度(Mbps)を一定間隔ごとに計測し、回線事業者の定める転送速度に達した場合、回線事業者は、そのネットワーク設備を利用している会員の通信量を制限することを指します。
- 3 当社は、会員に対し、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」の情報開示の有り方に沿い、会員への周知を行うものとします。
- 4 帯域制限による通信量の制限について会員はこれを容認するものとし、その結果、会員又は第三者が損害を被ったとしても当社は一切の責任を負わないものとします。

(児童ポルノ画像のブロッキング)

第19条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、会員の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

- 2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 3 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

(C&Cサーバ等との通信の遮断等について)

第20条 当社は、一部回線提供元において実施されるC&Cサーバ等との通信の遮断に関して以下のとおり定めます。

- (1) 当社は、会員が当社及び回線提供元に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意あるソフトウェア」の総称をいいます。）に感染すること等により、当該会員がC&Cサーバ（外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指定を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。）等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、当該会員のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、回線提供元が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するものとします。この場合において、当社及び回線提供元は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。
- (2) 契約の申込みをする者及び会員は、前号の回線提供元が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等につき、あらかじめ包括的に同意していただきます。
- (3) 会員は、随時、この項目に規定する回線提供元が行う検知及び通信の遮断等につき、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、回線提供元のホームページその他当社あるいは回線提供元が別に定める方法によりその設定変更の方法を公表します。
- (4) 当社は、この項目に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等により、会員のインターネット通信の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
- (5) 当社は、この項目に規定する当社が行う検知及び通信の遮断の完全性を保証するものではなく、この検知及び通信の遮断に伴い発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。
- (6) 本条が適用されるサービスは以下の通りです。
 - ・ 固定 IP サービス (<http://isp.cityfujisawa.ne.jp/bservice/koteiip.html>)

(サービス及び会員規約の内容変更)

第21条 当社は、会員への事前の通知を行うことで、本サービスの会員規約、施行規則及びその他、本サービスの諸条件の内容を変更できるものとします。この変更には、利用料金及び本サービスの内容の部分的な改廃などを含み、特定の事項に限定されないものとします。変更される事項は、本サービスの手段等を通じて、発表するものとします。

- 2 前項により、内容等が変更された場合、会員には入会時の定めにかかわらず、変更になった事項が適用されるものとします。

(免責)

第22条 当社は、この会員規約の各条項に定めるものの他、やむを得ない理由により本サービスの廃止、又はその他の理由により会員に損害を与えたとしても、これに対し、一切の責任を負わないも

のとします。

- 2 当社は、情報内容の正確性、完全性、有用性について保証しないものとします。
- 3 会員が本サービスを利用することにより他人に損害を与えた場合は、会員の責任と費用において解決するものし、当社は一切関与しないものとします。

(会員規約の有効期間)

第23条 会員に適用する会員規約の有効期間は、ID及びパスワードの交付時点から退会時かつ利用料金の支払い完了時までとします。

(秘密保持)

第24条 当社は、本サービスで知り得た会員の秘密情報を第三者に漏らさないものとします。

(個人情報の保護)

第25条 本サービスの利用により知り得た会員の個人情報は、当社の個人情報保護方針 (<http://www.ejworks.com/privacy/>) に従い保護するものとします。

(管轄裁判所)

第26条 会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(サービスの廃止)

第27条 本サービスは、運営上又は技術上の理由などにより存続できないときは3か月の予告期間をもって廃止できるものとします。この場合、会員には、本サービスの手段等を通じて、発表するものとします。

附 則

1. この規約は、平成8年10月1日から施行する。
2. 規約第3条に規定する施行日前の会員の承認に関する事項については、その業務を取り扱った日から適用します。
3. この規約は、平成9年6月1日から施行する。(平成9年5月22日 改正)
4. この規約は平成12年11月2日から施行する。(平成12年11月2日 改正)
5. この規約は平成14年4月1日から施行する。(平成14年3月18日 改正)
6. 新規会員で6歳以上18歳未満の者に係る利用料金の額のうち、3. フレッツ接続に規程する利用料金の額は、平成14年度・15年度の利用料金は、規程する利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
7. この規約は平成14年10月10日から施行する。(平成14年10月10日 改正)
8. この規約は平成16年4月1日から施行する。(平成16年3月19日 改正)
9. この規約は平成16年12月1日から施行する。(平成16年10月14日 改正)
10. この規約は平成18年4月1日から施行する。(平成17年10月19日 改正)
11. この規約は平成18年11月1日から施行する。(平成18年10月13日 改正)

12. この規約は平成19年7月1日から施行する。(平成19年5月29日 改正)
13. この規約は平成20年4月1日から施行する。(平成20年3月19日 改正)
14. この規約は平成20年6月1日から施行する。(平成20年5月28日 改正)
15. この規約は平成21年4月1日から施行する。(平成21年3月25日 改正)
16. この規約は平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月23日 改正)
17. この規約は平成23年12月1日から施行する。(平成23年11月25日 改正)
18. この規約は平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月26日 改正)
19. この規約は平成26年4月1日から施行する。(平成26年3月26日 改正)
20. この会員規約は平成29年4月1日から施行する。(平成29年4月1日 改正)
21. この会員規約は平成29年10月12日から施行する。(平成29年7月11日 改正)
22. この会員規約は平成30年1月1日から施行する。(平成29年10月20日 改正)